

議案第30号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第30号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

本日岩崎課長なのですけれどもインフルエンザということでお休みいただいていますので本間総務課長のほうから説明をいただきたいと存じます。提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは私のほうから提案説明をさせていただきます。

議案第30号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次に2ページ、議案説明でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、従来から対象としていた配偶者からの暴力を受けた被害者に加え生活の根拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者についても対象が拡大されたことから、当該被害者を町営住宅の入居資格者として定めるため本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町営住宅条例新旧対照表

改正前	改正後
(入居者資格) 第6条 略 2 略 (1)～(7) 略 (8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> （平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する <u>被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</u> ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了	(入居者資格) 第6条 略 2 略 (1)～(7) 略 (8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> （平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する <u>被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</u> ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（ <u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u> ）の規定に

<p>した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～4 略</p>	<p>よる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～4 略</p>
--	---

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これはDVからの被害者を守っていくための1つの施策だと思うのですが、この条例が改正することによって暴力から逃げてきた人とか、公営住宅法の法律が年齢制限とかいろいろなことがありますけれども優先的に無条件で入居を許可してもらえるのかということが1点。

もう1点は秘密というか相手の暴力者から身を隠すということが大きな目的にもなると思いますので、そういった秘密、住所等を公開しないとかかわからないようにするということにも努めなければならないと思うのですがその辺どのようにお考えになっていますか。

○議長（山本浩平君） 後藤田建設課主幹。

○建設課主幹（後藤田久雄君） ただいまの質問でございますけれども、この法律は配偶者からの暴力の防止に関する、被害者の保護等に関する法律のほうが上位法律になりまして、この中で定められていますこれに則って白老町もこれに準拠していくという形をとってございますので、あくまでもこの法律に載っているものについて白老町も準拠していくという形になります。それについては当然上位法律になっていますので白老町についてもそれについてはちゃんとやっていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 私のほうから若干補足させていただきますけれども、今主幹のほうからお答えしたとおりなのですが、そのことについて建設課だけではなくていろいろな課の連携といい

ますか、そういうことも含めて対応していくといったようなことでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君）　ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 30 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって議案第 30 号は原案のとおり可決されました。